

(令和9年度整備分) 障がい者(児)施設整備における留意点について

1 障がい者施設分

- ア 建設用地の確保が確実であると認められること。
- イ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。
- ウ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること。
- エ 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること。
- オ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること。
また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出に当たっては、以下のとおりとする。
- 地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合(短期入所を行う場合は別途加算を算定)
- ・ 一つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価(+短期入所整備加算)
 - ・ 一つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2(+短期入所整備加算)
- 日中サービス支援型グループホーム(短期入所を併設)
- ・ 一つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算
 - ・ 一つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2+短期入所整備加算
- カ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること(ただし、水害対策強化整備としてエレベーター設置工事を行う場合はこの限りでない)。
- キ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

ク 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること。

ケ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要があること。

なお、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくこと。

（参考 URL）会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r04/2022-r04-0270-0.htm>

コ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改築）に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減の検討）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えない。

サ 原則として、大規模修繕に伴う整備の対象経費の実支出額の四分之三が当該施設を創設した場合の交付要綱に定める補助基準額を超える場合には、補助基準額を上限として協議すること。

シ 障害児関係施設のこども家庭庁への移管に伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には従来の交付額への影響がないよう、交付要綱の別表 1－2 の第 2 欄及び「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 418 号、障障発 0822 第 1 号）により、補助基準額や対象経費の実支出額等の算出方法等を定めているため留意すること。

ス 施設・事業所の業務継続に当たり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールア

ドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

セ 障害者支援施設を整備する場合においては、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論のとりまとめ（令和7年9月24日）において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」とされたことを踏まえて、生活環境の向上に向けた居室の個室化を推進するよう努めること。

なお、国においては、令和9年度以降に向けて、検討会における議論を踏まえ、社会福祉施設等施設整備費補助金における障害者支援施設の整備について、原則個室化を進める場合を補助対象としていくことを検討しているので、ご留意いただきたい。

2 障がい児施設分

ア 実施設計費については、内示後に契約したものについてのみ対象経費とすること。

イ 防犯対策の強化に係る整備事業について

対象とする整備等、児童養護施設等の防犯対策を強化する工事については、別添「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」のとおりであり、対象となる経費については、「防犯対策に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費」としているため、備品等の購入費用のみの場合は、補助対象とはならない。

また、平時において、有事の際の対応方針、職員の役割等を予め構築した防犯マニュアル等の作成に努めること。

ウ 交付対象となる施設整備について

本交付金における施設整備については、自己所有物件に限り交付対象としており、賃貸物件については対象外である。（大規模修繕等における障害児通所支援施設等改修整備を除く。）

エ 事業着手について

交付決定前に事業着手した場合、補助の対象外となるので留意すること。事業着手とは、工事契約の締結のことで、交付決定後の契約を担保するような仮契約も含まれる。また、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当するので、留意すること。

オ 児童福祉施設等における木材利用の推進について

利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、その他 CLT の活用等を行う事業については、本整備において木材をどのように利用しているか、具体的に記載すること。

カ 非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）について、非常用設備等は地震による停電時等に有効に機能することを前提に交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保すること。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくこと。

（参考 URL）会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r03/2021-r03-0200-0.htm>